

## 「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまの 災害死亡保険金等の取扱変更について

新型コロナウイルス感染症により健康被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまへの災害死亡保険金等のお支払いについて、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因としてお亡くなりになった場合などにも、「災害死亡給付特約」「傷害特約」等のお支払いの対象とする等の改正を行いましたので、以下の通りご案内いたします。

### 1. 改正内容

それぞれのお取り扱いの対象となる商品は別紙に記載しております。

対象となる商品など	取扱内容
① 災害死亡保険金等のお支払い	<p>【災害特約等】保険期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合には、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等をお支払いいたします。</p> <p>【年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）等】支払抑制期間中に「新型コロナウイルス感染症」によって死亡・高度障害状態に該当した場合には基本死亡保険金額をお支払いいたします。</p>
② 入院保険等における「特定部位・特定疾病不担保」 ③ 特別条件付保険特約のうち「保険金・給付金削減支払法」	左記の特別条件が適用されている保険契約で「新型コロナウイルス感染症」によって支払事由に該当された場合、「保険金・給付金削減支払法」、「特定部位・特定疾病不担保法」を適用せず保険金・給付金をお支払いいたします。
④ 変換契約における特別取扱	変換前契約、変換後契約いずれにも災害特約等が付加されていて、変換前契約の保険期間中に「新型コロナウイルス感染症」に罹患し、変換後契約の保険期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合には、

	変換前契約の保険金額を限度に変換後契約の災害特約等の災害死亡保険金・高度障害保険金等をお支払いいたします。
--	---

注意事項) 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、「新型コロナウイルス感染症」が原因である旨の所定の医師の診断書等のご提出が必要となります。

## 2. 取扱変更日

本日(4月24日)以降の新契約に適用します。

既契約およびすでに「新型コロナウイルス感染症」により支払事由に該当している契約についても遡及して適用します。また、弊社より保険金をお支払い済であっても後日「新型コロナウイルス感染症」により亡くなられたことが判明した際はご連絡ください。医師の診断書等をご提出いただき、改めてお支払い可否を検討させていただきます。

※ なお、「新型コロナウイルス感染症」の状況を踏まえるとともに、政令において指定感染症の対象外になるなど災害保障の概念に適さなくなった場合等には、事前に周知したうえで取り扱いを終了する場合があります。

## 3. 取扱変更の背景

弊社では不慮の事故を直接の原因とする死亡・高度障害を保障する商品として、災害特約等を取り扱っております。これらの商品では、「所定の感染症」について不慮の事故と同様とみなしてお支払い対象としております。しかしながら「新型コロナウイルス感染症」につきましては、約款所定の感染症には規定されていないため災害特約等のお支払い対象ではありませんでした。

今般、政令にて「新型コロナウイルス感染症」が指定感染症に定められたこと、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令されたことなどから、「新型コロナウイルス感染症」は約款所定の感染症と同様に、災害保障の概念に合致すると捉え、当社の保有契約全体に与える影響を勘案のうえ、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因としてお亡くなりになった場合などにも、災害保険金等をお支払いすることとしました。

ご質問につきましては、担当ライフプランナーもしくは当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ等の増加に伴い、カスタマーサービスセンターにつきましては、お電話がつかまりにくくなる場合がございます。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740（通話料無料）

受付時間：平日 9:00～18:00、土日 9:00～17:00

（祝休日・12/31～1/3 は休業）

※ご希望のお手続きによっては、カスタマーサービスセンターから担当ライフプランナーへ対応を代わらせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

<別紙>

【お取り扱いの対象となる商品一覧】

※下表の①～④はつぎの内容を示しています（1.改正内容の表の番号と関係しています）。

- ①災害死亡保険金等の支払
- ②特定部位・特定疾病不担保の適用対象外とする救済規定
- ③保険金・給付金削減支払の対象外とする救済規定
- ④災害死亡保険金等の支払に関する変換時の救済規定

普通保険約款または特約	① 保険金等	②	③	④
災害死亡給付特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金	-	-	-
傷害特約	災害死亡保険金	-	-	-
傷害保険	災害死亡保険金	-	-	-
変額年金保険（最低年金原資保証型）	災害死亡保険金	-	-	-
年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）	死亡保険金	-	-	-
米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）	死亡保険金	-	-	-
子供傷害特約	災害死亡保険金	-	-	-
配偶者傷害特約	災害死亡保険金	-	-	-
解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）	-	○	-	-
無解約返戻金型新手術給付特約	-	○	-	-
無解約返戻金型新手術給付特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）	-	○	-	-
無解約返戻金型手術給付特約	-	○	-	-
無解約返戻金型手術給付特約（医療保険用）	-	○	-	-
医療保険	-	○	-	-
子供入院総合保障特約	-	○	-	-
女性疾病特約	-	○	-	-
新医療保険	-	○	-	-
成人病特約	-	○	-	-
入院総合保障特約	-	○	-	-
配偶者入院総合保障特約	-	○	-	-
無解約返戻金型子供入院総合保障特約	-	○	-	-
無解約返戻金型女性疾病特約	-	○	-	-
無解約返戻金型女性疾病特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型新入院総合保障特約	-	○	-	-

普通保険約款または特約	① 保険金等	②	③	④
無解約返戻金型成人病特約	-	○	-	-
無解約返戻金型成人病特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型短期入院特約	-	○	-	-
無解約返戻金型短期入院特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型入院初期給付特約	-	○	-	-
無解約返戻金型入院初期給付特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型入院総合保障特約	-	○	-	-
無解約返戻金型入院長期給付特約	-	○	-	-
無解約返戻金型入院長期給付特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型入院療養特約	-	○	-	-
無解約返戻金型入院療養特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約	-	○	-	-
特別条件付保険特約	-	-	○	-
終身保険	-	-	-	○
積立利率変動型年金支払型特殊養老保険	-	-	-	○
低解約返戻金型平準定期保険	-	-	-	○
年金支払型特殊養老保険	-	-	-	○
平準定期保険	-	-	-	○
変額保険（終身型）	-	-	-	○
養老保険	-	-	-	○
積立利率変動型終身保険	-	-	-	○
変額保険（有期型）	-	-	-	○
有期払込終身保険	-	-	-	○
自由計画保険	死亡給付金	-	-	-
生存祝金付終身保険	災害死亡保険金	-	-	-
積立型終身保険	災害死亡給付金 災害高度障害給付金	-	-	-
無配当傷害特約/無配当傷害特約〔家族特則〕	災害保険金	-	-	-
家族災害保障特約	家族災害保険金	-	-	-
妻特約（家族災害保障特約妻型）	家族災害保険金	-	-	-
災害割増特約	災害保険金	-	-	-
災害保障特約（1976）	災害保険金	-	-	-
傷害特約/傷害特約〔家族特則〕	災害保険金	-	-	-
定期保険特約	死亡保険金	-	-	-

普通保険約款または特約	① 保険金等	②	③	④
	高度障害保険金			
無配当災害割増特約	災害保険金	-	-	-
手術給付金付こども疾病入院特約	-	○	○	-
手術給付金付疾病入院給付特約（年金）医療特約	-	○	○	-
手術特約	-	○	○	-
新通院給付金特約	-	○	○	-
通院給付金特約	-	○	○	-
無配当新通院給付金特約	-	○	○	-
医療保険	-	○	○	-
手術給付金付疾病入院給付特約（医療特約）	-	○	○	-
無配当手術給付金付疾病入院給付特約	-	○	○	-
特別条件特約	-	-	○	-